

○厚生労働省告示第六十号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年三月十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

| 品種又は品目 | 名 称 | 申 請 者 |
|--------|------------------------|-------------|
| 大豆 | チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統 | 日本モンサント株式会社 |